

若桜町監査告示第9号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成29年11月28日

若桜町監査委員 藤原重明

同 山根政彦

記

定期監査報告

- 1 監査の実施日 平成29年11月22日(水)
- 2 実施場所 役場3階 全員協議室
- 3 監査の方法と範囲 町土整備課の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。
 - 工事監査等
 - ア 起工伺から契約までの書類及び関連資料等の監査
 - イ 対象工事及び業務
 - ① 町道浦町線消雪施設改修工事(H29-1)
 - ② 若桜町営住宅若葉団地(2DK2階建)建替工事
 - ③ 若桜町営住宅若葉団地建替等工事に伴う設計監理
 - その他、所管に関すること
- 4 監査の着眼点
 - (1) 事業目的に適合した設計となっているか。
 - (2) 積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。
 - (3) 予定価格及び最低制限価格の算定、秘密保持の方法は適正に行われているか。
 - (4) 入札及び開札は公正に行われ、その記録は整備されているか。
 - (5) 契約の手続き、締結、履行は、適切に行われているか。
- 5 監査の結果 指摘事項は特になし

以上